

事務連絡  
平成25年7月23日

都道府県  
各指定都市 民生主管(部)局 御中  
児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

家庭的養護の推進に向けた「都道府県推進計画」の作業等について

社会的養護の充実については、日頃からご尽力いただき厚く感謝申し上げます。

さて、「社会的養護の課題と将来像」(平成23年7月社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ)に掲げた目標の実現に向け、平成24年11月に「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年雇児発1130第3号)(以下「局長通知」という。以下同じ。)及び「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」の留意事項について(平成24年11月30日付当課事務連絡)において、「家庭的養護推進計画」(以下「養護計画」という。)及び「都道府県推進計画」(以下「推進計画」という。)の策定をお願いするとともに、これらの計画策定に当たっては、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」(以下「支援計画」という。)との整合性に留意すること、支援計画の中に推進計画の内容の要旨を反映することが想定されること等をお示ししたところです。

現在、内閣府の「子ども・子育て会議」において支援計画に係る議論が行われているところですが、支援計画の策定に係る作業スケジュールのイメージや社会的養護体制の充実に関する「基本指針」の内容案等が示されたことから、支援計画と推進計画の関係、推進計画の策定内容やスケジュール、着手していただきたい内容等について、下記のとおりまとめましたので参考としてください。

なお、本事務連絡は現時点の状況を基にお示しするものであり、「子ども・子育て会議」における検討状況等により変更する可能性があります。また、独自に推進計画を策定する指定都市、児童相談所設置市においては、都道府県と同様に支援計画の中に推進計画の内容を反映していただく必要があるので留意してください。

(本件問い合わせ先)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家庭福祉課指導係 平山・田島  
電話：03-5253-1111 (内線：7889)

## 記

### 1 支援計画と推進計画の関係について

#### (1) 支援計画の記載事項と推進計画の関係について

支援計画は、子ども・子育て支援に係る各施策を計画的かつ総合的に推進するために自治体が策定する5年間の計画です。一方で、推進計画は、社会的養護を必要とする児童の養育環境の質を向上させるために児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親・ファミリーホームの推進等を具体的かつ計画的に推進するために策定する15年間の計画です。推進計画の始期及び期間は支援計画の始期及び5年を1期とすることを踏まえて設定したものですので、支援計画と推進計画の整合性に留意していただくことが必要です。

支援計画の社会的養護関係部分においては、子どもの最善の利益の実現のために①家庭的養護の推進（里親委託等の推進及び施設の小規模化及び地域分散化の推進）、②専門的ケアの充実及び人材の確保・育成、③自立支援の充実、④家族支援及び地域支援の充実、⑤子どもの権利擁護の推進の各事項について記載していただくことを予定していますが、このうち、①の部分については、推進計画において検討した内容の要旨を記載していただくことを予定しています。

支援計画の①～⑤の現時点における内容については、「子ども・子育て会議」ホームページ ([http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/k\\_4/pdf/shishin.pdf](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/k_4/pdf/shishin.pdf)) をご覧下さい。

#### (2) 推進計画策定に係る意見聴取と地方版子ども・子育て会議について

支援計画の策定に当たっては、地域の子育てに関するニーズを反映させる為、行政だけでなく、学識経験者や子ども・子育て支援に関する事業に従事している者等幅広い関係者を参集して、地方版子ども・子育て会議において議論することとされています。推進計画の策定についても、地域の社会的養護に係る課題を的確に把握し、関係者が一体となって施策を推進していくために、児童相談所関係者や施設養護関係者、里親等幅広い関係者の意見を踏まえて作成してください。

※ 関係者の意見を聴取する場として、例えば、地方版子ども子育て会議の中に作業部会を設置する、推進計画策定に係る検討会を開催する等の方法もあります。

### 2 推進計画の策定について

#### (1) 推進計画の記載事項について

推進計画は、社会的養護を要する児童を適切に養護しつつ、家庭的養護の推進や職員（養護）の質の向上を図ることによる社会的養護体制の充実を目的とするものであることから、単に各児童養護施設等の小規模化、地域分散化の計画を取りまとめるだけでなく、

- ① 各年度における社会的養護を必要とする児童数の見込み（社会的養護の需要量）、
- ② 各年度における児童養護施設等の小規模化、地域分散化の具体的な取組とその結果養護可能な児童数の見込み（施設養護の供給量）、

③ 各年度における里親やファミリーホームにおける家庭養護の推進の具体的取組と  
その結果養護可能な児童数の見込み（家庭養護の供給量）、  
について推計を行い、各年度とも、施設養護と家庭養護の供給量（②+③）が社会的養護の需要量（①）を十分に満たすよう設定する必要があります。この際、留意すべき事項は以下のとおりです。

ア 社会的養護の需要量の算出について

以下の計算式を参考に、各都道府県の今後必要な社会的養護需要量見込みを各年度ごとに算出してください。なお、計算式は一例であり、必ずしもこの通り行わなければならないものではありません。

児童人口（推計・各歳毎）×社会的養護が必要となる割合（潜在的需要を含む）  
＝今後必要となる社会的養護事業量

※1：児童人口について、厚生労働省の審議会平成23年7月にとりまとめられた「社会的養護の課題と将来像」では、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（高位推計）を用いておりますが、各都道府県においては実態に即した人口推計であればこの限りではありません。

※2：「社会的養護が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータとしては、以下のものが挙げられます。

なお、（ ）は、データ引用元の調査名になります。

(ア) 現在、社会的養護が必要な児童数の算出に有用と考えられるデータ

a. 現に入所措置及び里親等委託されている児童数（以下「入所措置等児童数」という。）  
の児童人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

b. 「新規入所措置等児童数」の過去〇年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）

c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去〇年間の状況及び伸び率（養護相談のうち、虐待相談については別途勘案）（福祉行政報告例）

d. 一時保護児童数（一時保護所・一時保護委託）の過去〇年間の状況及び伸び率（明らかに家庭引き取りと判明している一時保護を除く）（福祉行政報告例）

e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去〇年間の状況及び伸び率（各自治体にて把握しているデータ）

f. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により入所措置又は里親委託を行っていないが、入所措置又は里親委託を必要とする可能性がある件数（児童数）の過去〇年間の状況及び伸び率（例：施設の空き待ちケース、施設入所を検討するものの、児童福祉司指導（在宅指導）としたケース）（各自治体にて把握しているデータ）

イ 施設養護の供給量の算出について

各施設において具体的かつ実現可能な養護計画を策定していただくことが必要ですが、管轄の自治体においては計画の検討状況や下の（ア）～（ウ）に掲げるような各施設の課題等について随時ヒアリングを行い個々の実情を把握するとともに、適宜適切な助言や支援を行うよう努めて下さい。

なお、各施設の課題については、局長通知にある「（1）社会的養護の課題と将来像での位置づけについて」（別添参照）や「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養

護の推進のために」(平成24年10月とりまとめ)にある「小規模化の意義」及び「小規模化に当たっての課題と対応」(乳児院にあっては「小規模化に当たっての課題」)を踏まえるよう留意してください。

※考えられる各施設の主な課題例

(ア) 小規模化・地域分散化に向けての職員の人材育成、人材確保策の検討

(イ) 地域支援の具体的な方策(分園型小規模グループケアに対する支援、地域の里親・ファミリーホームに対する支援等)の検討

(ウ) 現在の施設の整備状況とこれからの改築、大規模修繕等の計画の立案

#### ウ 家庭養護の供給量の算出について

家庭養護の供給量の算出については、里親等委託率を引き上げる目標とそれを実現するための具体的な方策について検討する必要があります。特に、単に「社会的養護の需要量－施設養護の供給量」の結果が機械的に記載された計画とするのではなく、現時点での供給量との差をどのように調整していくのか、具体策とともに検討をお願いします。

#### エ その他

虐待件数の増加や社会的養護の対象となる障害児の増加に伴い、情緒障害児短期治療施設(情短施設)の役割が大きくなっていると認識しています。情短施設が不足している自治体においては、施設の新設や増設、児童養護施設から情短施設への転換、拡大等についても検討、情短施設への転換に興味を示している施設への打診をお願いします。

#### (2) 推進計画の策定に向けた作業スケジュールのイメージについて

支援計画においては、①25年7月から12月をめどにニーズ調査を実施、②25年10月から26年3月頃をめどに各市町村で「量の見込み」を取りまとめ、都道府県へ報告、③26年1月から26年6月頃に「確保方策」等を検討し、26年9月までに市町村子ども子育て支援事業計画案を取りまとめ、これを基に26年度中に都道府県において支援計画を取りまとめることとなっているところです。

このことから考えられる推進計画の策定に向けた作業スケジュールのイメージは以下のとおりですが、行政関係者と施設関係者等との十分な意見交換を行いながら、進めていただきますようお願いいたします。

#### 25年7月～9月 策定に向けた準備作業の実施

ア 社会的養護の需要量の推計。

イ 各施設における養護計画の策定状況の確認。

⇒ 未検討の施設については、早急に検討を開始するよう促し、検討スケジュールや検討方法等について助言をお願いします。現在検討中の施設については、現時点の検討状況等をヒアリングし個々の実情を把握するとともに、必要な助言や支援をお願いします(この時点の養護計画は途中段階の案のもので構いません。養護計画の確定は、「関係者からの意見聴取、検討」を踏まえ、「26年4月～9月 推進計画原案とりまとめ」前の時点で行っていただくこととなります。)

ウ 推進計画策定までのスケジュール作成等。

**25年9月～26年3月 関係者からの意見聴取、推進計画の原案作成作業**

ア 社会的養護の需要量の推計の精査。

イ 各施設の養護計画の検討状況等の中間まとめ（施設養護の供給量の見込み、課題の把握と対応策の検討等）。

ウ 家庭養護に係る推進施策及び目標値の設定に係る検討。

**26年4月～9月 推進計画の原案とりまとめ**

ア 社会的養護の需要量、施設養護の供給量、家庭養護の供給量の見込みについて確定。

イ 各施設の養護計画確定。

**26年10月～12月 地方版子ども・子育て会議に報告**

※ 推進計画については、①推進期間（平成27年度～平成41年度）を通じて達成すべき目標及び推進期間を5年ごとの3期（前期・中期・後期）に区分した各期（5年）ごとの目標を設定、②5年ごとの期末に目標の見直しを行うこと、としております。

各期の期末に推進計画を見直す際には、各施設の養護計画についても必要に応じた見直しを行っていただきますようお願いいたします。

**3 その他**

(1) 「社会的養護の課題と将来像」に掲げている児童養護施設等の直接処遇職員の基本配置の引き上げや加算職員の配置の充実については、国としても、引き続き、努力していくこととしています。

(2) 本事務連絡に関する疑義や推進計画・養護計画策定に際する疑義がある場合には、当該指導係あて照会願います。今後、複数の自治体から類似の疑義が多数ある場合には、別途Q&A等にて考え方を示す予定です。

なお、推進計画・養護計画策定に当たって参考とすべき報告書等を記しますので、参照してください。

① 社会的養護の課題と将来像（児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（平成23年7月））

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki\\_yougo/dl/08.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/08.pdf)

② 児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ（平成24年10月））

[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syaiteki\\_yougo\\_tuuchi.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syaiteki_yougo_tuuchi.html)

※5ページ以降

③ 施設の小規模化等事例集（施設の小規模化及び家庭的養護推進ワーキンググループとりまとめ（平成25年3月））

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/syakaiteki\\_yougo/dl/working5.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/dl/working5.pdf)

(別添)

「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成 24 年 11 月 30 日雇児発 1130 第 3 号) (抄)

1 「第 I 部 児童養護施設における小規模化・家庭的養護の推進」及び「第 II 部 乳児院における小規模化・家庭的養護の推進」について

(1) 社会的養護の課題と将来像での位置づけについて

「社会的養護の課題と将来像」における児童養護施設及び乳児院の小規模化の位置づけについて、次のように示されていること。

- ① 児童養護施設における小規模化・地域分散化は、児童養護施設の施設経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化して地域支援へと拡大させ、施設の役割を大きく発展させていくことであること。
- ② 乳児院における小規模化は、乳児院が言葉で意思表示できず一人で生きていくこと、生活することができない乳幼児の生命を守り養育する施設であり、アセスメントが十分になされていない段階での緊急対応を行う役割を持つことなどの乳児院の特性や役割に十分留意しながら進めていくこと。